

別表1

番号	1012
特定事業の名称	地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	競馬法施行規則(昭和29年農林省令第55号)第6条第2項第3号、第7条第5項、第9条第2項、第10条及び第12条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	重勝式勝馬投票法の種別、勝馬の決定方法及び実施回数について規定するとともに、指定重勝式勝馬投票法(重勝式勝馬投票法の種別であって勝馬の的中割合が低いもの)の種別及びその実施を停止する場合の取扱いについて規定している。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において行われる地方競馬に係る構造改革特別区域計画について、次の要件のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る構造改革特別区域計画に基づき行われる地方競馬において、七重勝単勝式勝馬投票法を実施できるものとする。 1. 申請日の前月以前1年間の全ての競馬の開催日において、五重勝単勝式勝馬投票法を実施していること。(やむを得ない事情により実施できなかった場合を除く。) 2. 上記期間内に実施された五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中割合を七重勝単勝式勝馬投票法に換算した値が、当該期間内に実施された中央競馬又は地方競馬の各競走における出走頭数のうち最大のものを基に算出した五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中割合以上であること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし